

平成27年12月定例会（事前）
県土整備委員会資料（その5）
危機管理部

徳島県広域防災活動計画 (案)

平成27年11月

徳島県

目 次

○ 徳島県広域防災活動計画（平成27年11月）

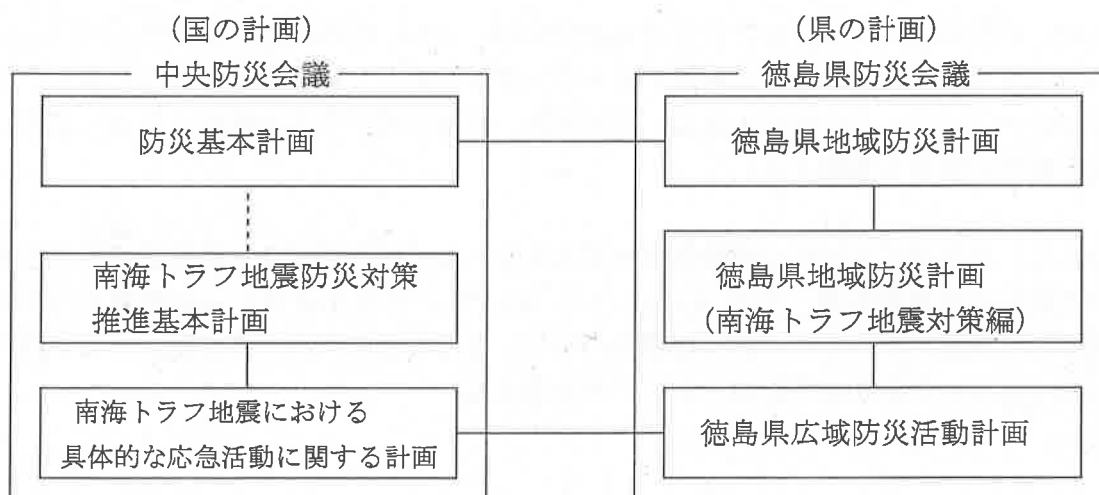
第1章	計画の目的と位置づけ	P1
第2章	初動対応と活動体制の確立	P2
第3章	緊急輸送ルートに係る計画	P3
第4章	救助・救急、消火活動等に係る計画	P9
第5章	医療活動に係る計画	P16
第6章	物資調達に係る計画	P22
第7章	燃料供給に係る計画	P27
第8章	防災拠点	P31

第1章 計画の目的と位置づけ

この「徳島県広域防災活動計画」（以下「計画」という。）は、徳島県内で最も甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震の発生時に、県のみならず、自衛隊・警察・消防等の防災関係機関をはじめ、国の関係機関や市町村、さらには指定行政機関や指定地方行政機関等が実施すべき役割等をあらかじめ具体的に定めたもので、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時における迅速かつ効果的な災害応急対策活動の展開を目指すものである。

本計画は、国が定めた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「国の応急活動計画」という。）と十分な連携と整合を図るとともに、「徳島県地域防災計画」の下位に位置するものである。

計画は、徳島県が平成25年7月及び11月に策定した「南海トラフ巨大地震被害想定」と、国（内閣府）が平成24年4月に設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による被害想定に基づき、初動体制の確立、緊急輸送ルートの確保、実施すべき災害応急対策に係る救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給等に関する活動、調整内容を具体的に定めている。



第2章 初動対応と活動体制の確立

(1) 初動対応を行う判断基準

県は、県内で震度6弱以上の地震や大津波警報が発表された場合には、被害全容の把握を待つことなく、本計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。

また、県は、地震発生後速やかに内閣危機管理監が招集する緊急参集チームとの情報連絡体制を確立するとともに、「徳島県災害時情報共有システム」（以下「情報共有システム」という）により、市町村や防災関係機関等が計画に基づく行動を開始していることを確認、把握する。

(2) 災害対策本部の設置

県は、速やかに災害対策本部を設置するとともに、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、情報共有システムにより情報を集約、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保等についての総合調整を行う。

(3) 政府の緊急災害現地対策本部や市町村災害対策本部との連携

県は、政府が設置する「緊急災害現地対策本部」（以下「政府現地対策本部」という。）や、市町村災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、情報共有システムにより救助・救急、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

加えて、四国地方における政府現地対策本部が、香川県高松市など県外に設置された場合、県は、直ちに連絡調整員（以下「リエゾン」という。）からなるチームを組織し、政府現地対策本部に派遣する。また、甚大な被害の発生した市町村の災害対策本部に対しては、要請がなくてもできる限り速やかにリエゾンを派遣する。

第3章 緊急輸送ルートに係る計画

(1) 緊急輸送路の指定

国は、国の応急活動計画において、部隊の「進出拠点」、医療の「航空搬送拠点」、物資の「広域物資搬送拠点」、燃料に関する「製油所・輸送所」などへのアクセス道路を、「緊急輸送ルート」に定めている。

国の応急活動計画が定める緊急輸送ルート（徳島県関係）

路線名	区 間		管理者
徳島自動車道	鳴門市 鳴門IC	四国中央市 川之江東JCT	NEXCO西日本
高松自動車道	鳴門市 鳴門IC	四国中央市 川之江JCT	NEXCO西日本
神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市 神戸西IC	鳴門市 鳴門IC	JB本四高速
国道11号	松茂町中喜来 空港線西口交差点	鳴門市 鳴門IC	国土交通省
国道55号	徳島市徳島本町 徳島本町交差点	阿南市 小野IC	国土交通省
国道55号	美波町 日和佐出入口	高知県芸西村 芸西西IC	国土交通省
国道192号	徳島市徳島本町 徳島本町交差点	三好市 井川池田IC	国土交通省
国道438号	徳島市上八万町 県道208号交差	佐那河内村下 徳島県道18号交差	徳島県
県道1号 徳島引田線	板野町犬伏 県道12号交差	板野町吹田 板野町道447号交差	徳島県
県道12号 鳴門池田線	板野町川端 県道229号交差	板野町犬伏 県道1号交差	徳島県
県道16号 徳島上那賀線	小松島市田浦町 野上橋交差点	勝浦町大字沼江 県道22号交差点	徳島県
	徳島市大原町 千代が丸交差点	小松島市江田町 勝浦川橋南詰交差点	徳島県
県道17号 小松島港線	徳島県小松島市小松島町 (EMG 小松島油槽所)	小松島市江田町 江田町交差点	徳島県
県道18号 勝浦佐那河内線	佐那河内村下 国道438号交差	佐那河内村下 県道33号交差	徳島県
県道21号 神山鮎喰線	徳島市鮎喰町 国道192号交差	徳島市一宮町 県道208号交差	徳島県
県道22号 阿南勝浦線	勝浦町大字沼江 県道16号交差	阿南市上中町 上中町交差点	徳島県

県道24号 羽ノ浦福井線	阿南市上中町 上中町交差点	阿南市福井町 国道55号交差	徳島県
県道33号小松島 佐那河内線	佐那河内村下 県道18号交差	小松島市田浦町 野上橋交差点	徳島県
県道40号 徳島空港線	松茂町豊久 (徳島飛行場)	松茂町中喜来 空港線西口交差点	徳島県
県道120号 徳島小松島線	小松島市江田町 江田町交差点	徳島市大原町 千代が丸交差点	徳島県
県道208号 一宮下中筋線	徳島市一宮町 県道21号交差	徳島市上八万町 国道438号交差	徳島県
県道229号 板野インター線	板野町 板野IC	板野町川端 徳島県道12号交差	徳島県
板野町道156号	板野町犬伏 板野町道447号交差	板野町犬伏 (あすたむらんど)	板野町
板野町道447号	板野町吹田 県道1号交差	板野町犬伏 板野町道156号交差	板野町

県は、「国土交通省四国地方整備局」（以下「四国地整」という）や市町村等と協力し、県内の緊急輸送路に関する通行可能、通行不可、点検中、未点検などの各種情報を収集、情報共有システムにおいて情報を共有するとともに、政府現地対策本部に報告する。

四国地整は、県、市町村、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)と協力し、上記情報をふまえ、予め定めた計画に基づき道路啓開を実施する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなど、交通規制等、必要な措置を、また、県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえて、必要な緊急交通路の指定を、迅速かつ的確に指定する。

徳島県地域防災計画に定める緊急輸送路（1次、2次、3次）

第1次緊急輸送道路

路 線 名		区 間
四国縦貫自動車道	◇	徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
四国横断自動車道	◇	板野町 香川県境～鳴門IC
	◇	鳴門JCT～徳島IC
	◇	徳島JCT(仮称)～徳島東IC(仮称)＜事業中＞
	※	徳島東IC(仮称)～阿南IC(仮称)＜事業中＞

一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	◇	鳴門市 兵庫県境～ 鳴門IC
阿南安芸自動車道	※	国道55号(美波町)～海陽町 高知県境<計画中>
国道11号	※	徳島市～鳴門市 香川県境
国道28号	※	国道11号(松茂町)～鳴門市
国道32号	※	三好市 香川県境～三好市 高知県境
国道32号 猪ノ鼻道路	※	三好市 香川県境～国道32号(三好市)<事業中>
国道32号 改築防災	※	全線(三好市)<事業中>
国道55号	※	徳島市～海部郡海陽町 高知県境
国道55号 阿南道路	※	国道55号(阿南市)<事業中>
国道55号 桑野道路	※	阿南IC(仮称)～桑野IC(仮称)<事業中>
国道55号 福井道路	※	桑野IC(仮称)～小野IC(仮称)<事業中>
国道55号 日和佐道路	※	国道55号(阿南市)～国道55号(美波町)
国道55号 牟岐バイパス	※	牟岐町<事業中>
国道192号	※	徳島市～三好市 愛媛県境
国道192号 徳島南環状道路	※	国道192号(徳島市)～国道55号(徳島市)<事業中>
国道193号	*	美馬市 香川県境 ～ 国道192号(美馬市)
国道318号	*	阿波市 香川県境 ～ 土成IC
国道438号	*	美馬IC～ 美馬市 香川県境
徳島引田線	*	国道192号(徳島市)～板野インター線(板野町)
徳島上那賀線	*	徳島小松島線(小松島市)～国道55号(小松島市)
小松島港線	*	全線(小松島市)<事業中>
沖ノ洲徳島本町線	*	全線(徳島市)
徳島空港線	*	全線(松茂町)
徳島小松島線	*	徳島上那賀線(小松島市)～小松島港線(小松島市)
大林津乃峰線	*	全線(小松島市～阿南市)
和田島赤石線	*	小松島飛行場～大京原今津浦和田津線(小松島市)
板野インター線	*	徳島引田線(板野町)～板野IC
大京原今津浦和田津線	*	坂野羽ノ浦線(小松島市)～和田島赤石線(小松島市)
坂野羽ノ浦線	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～国道55号(小松島市)
戎山中林富岡港線	*	国道55号(阿南市)～市道新浜南線(阿南市)
小勝島公園線	*	全線(阿南市)
市道新浜南線(阿南市)	○	全線(阿南市)
市道大湊団地海岸線(阿南市)	○	市道新浜南線(阿南市)～橘港(大湊地区)
小勝ふ頭線	*	臨港道路全線(阿南市)
沖洲(外)中央線	*	臨港道路全線(徳島市)
赤石ふ頭線	*	臨港道路(県道大京原今津浦和田津線～臨港道路赤石東ふ頭線)
赤石東ふ頭線	*	臨港道路全線(小松島市)

第2次緊急輸送道路

路 線 名		区 間
国道193号	*	国道192号(吉野川市山川町)～吉野川市美郷支所
	*	那賀町木沢支所～国道195号(那賀町平谷)
国道195号	*	国道55号(阿南市)～那賀町木頭 高知県境
国道318号	*	土成IC～徳島吉野線(阿波市)
国道319号	*	国道32号(三好市山城町)～三好市 愛媛県境
国道438号	*	美馬IC～鳴門池田線(美馬市美馬町)
	*	国道192号(つるぎ町貞光)～つるぎ町一字支所
	*	神山町役場～国道192号(徳島市)
国道439号	*	三好市東祖谷総合支所 ～ 三好市東祖谷 高知県境
国道492号	*	国道192号(美馬市穴吹町) ～ 美馬市木屋平総合支所
国道377号	*	全線(美馬市)
徳島引田線	*	鳴門池田線(板野町)～町道156号線(板野町)
鳴門公園線	*	国道11号(鳴門市)～鳴門ウチノ海総合公園
鳴門池田線	*	阿波市 ～ 三好市<事業中>
松茂吉野線	*	全線(松茂町～阿波市)
徳島吉野線	*	国道318号(阿波市)～宮川内牛島停車場線(阿波市)
徳島上那賀線	*	国道55号(小松島市)～上勝町役場
富岡港線	*	国道55号(阿南市)～国道55号 阿南道路(阿南市)
日和佐小野線	*	美波町由岐支所～国道55号(阿南市)
	*	美波町役場～国道55号(美波町)
徳島環状線	*	全線<事業中>
徳島鴨島線	*	徳島引田線(徳島市)～国道192号(徳島市)
山城東祖谷山線	*	西祖谷山山城線～国道439号(三好市東祖谷)
小松島佐那河内線	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
徳島鳴門線	*	国道11号(徳島市)～徳島鴨島線(徳島市)
徳島北灘線	*	市道春日3丁目・不動線(徳島市)～松茂吉野線(藍住町)
西祖谷山山城線	*	全線(山城東祖谷山線～国道32号(三好市山城町))
徳島小松島線	*	徳島環状線(徳島市)～徳島上那賀線(小松島市)
美馬貞光線	*	全線(美馬市美馬町～つるぎ町貞光)
小松島港南小松島停車場線	*	徳島小松島線(小松島市)～市道横須堀川線(小松島市)
粟津港撫養線	*	鳴門総合運動公園～国道28号(鳴門市)
長原港線	*	全線(松茂町)
由岐港線	*	日和佐小野線(美波町)～国道55号(美波町)
浅川港線	*	全線(海陽町)
花園日開野線	*	国道55号(小松島市)～小松島佐那河内線(小松島市)
宮川内牛島停車場線	*	徳島吉野線(阿波市)～国道192号(吉野川市鴨島町)
	*	松茂吉野線(阿波市吉野町)～鳴門池田線(阿波市吉野町) <事業中>

出口太刀野線	*	鳴門池田線(三好市三野町)～国道192号(東みよし町)
大京原今津浦和田津線	*	国道55号(阿南市)～陸上自衛隊徳島駐屯地
市道北島・応神線(徳島市)	○	徳島環状線(徳島市)～町道1号線(北島町)
市道春日3丁目・不動線(徳島市)	○	市道北佐古・矢三線(徳島市)～徳島北灘線(徳島市)
市道北佐古・矢三線(徳島市)	○	徳島鴨島線(徳島市)～市道春日3丁目・不動線(徳島市)
市道横須堀川線	○	小松島港南小松島停車場線(小松島市)～ 小松島佐那河内線(小松島市)
町道直道9号線(藍住町)	○	徳島引田線(藍住町)～町道1095号線(板野町)
町道156号線(板野町)	○	徳島引田線(板野町)～町道447号線(板野町)
町道447号線(板野町)	○	町道156号線(板野町)～あすたむらんど徳島
町道1095号線(板野町)	○	町道直道9号線(藍住町)～徳島引田線(板野町)
町道浅川川東線(海陽町)	○	浅川港線(海陽町)～まぜのおか
町道四方原五反田線(海陽町)	○	国道55号(海陽町)～町道浅川川東線(海陽町)
三浦臨港道路	*	臨港道路(浅川港線～浅川港)

第3次緊急輸送道路

路 線 名		区 間
国道193号	*	吉野川市美郷支所～那賀町木沢支所 国道195号(那賀町平谷)～国道55号(海陽町)
国道438号	*	神山町役場～つるぎ町一字支所
国道439号	*	国道438号(三好市東祖谷)～三好市東祖谷総合支所
国道492号	*	美馬市木屋平総合支所～国道438号
徳島上那賀線	*	上勝町役場～国道193号(那賀町木沢)
勝浦佐那河内線	*	小松島佐那河内線(小松島市)～国道438号(佐那河内村)
阿南鷲敷日和佐線	*	国道195号(那賀町)～国道55号(美波町)
阿南勝浦線	*	全線 羽ノ浦福井線(阿南市)～ 四国横断自動車道(阿南IC(仮称))～徳島上那賀線(勝浦町)
羽ノ浦福井線	*	全線 国道55号(阿南市上中町)～国道55号(阿南市福井町)
山城東祖谷山線	*	西祖谷山山城線(三好市西祖谷山村)～国道32号(三好市山城町)
小松島佐那河内線	*	徳島上那賀線(小松島市)～勝浦佐那河内線(佐那河内村)
徳島小松島線	*	小松島港線(小松島市)～国道55号(小松島市)
市場学停車場線	*	鳴門池田線(阿波市市場町)～国道192号(吉野川市)
和田島赤石線	*	大京原今津浦和田津線(小松島市)～徳島小松島線(小松島市)
山川海南線	*	国道193号(神山町)～国道193号(那賀町木沢)

(注)

※：直轄管理道路 ◇：高速道路会社（西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)）管理道路

*：県管理道路 ○：市町村管理道路

<事業中>は，供用開始時に緊急輸送道路と位置づけることとし，現時点では緊急輸送道路予定路線である。

(2) 海上輸送ルート

国は、国の応急活動計画において、「陸路での到達が困難」、「一度に大量の輸送を行う必要がある」、「輸送が長距離となる」等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する「海上輸送拠点」を定めている。

国の応急活動計画が定める緊急輸送ルート（徳島県関係）

徳島小松島港、浅川港

四国地整は、政府の緊急災害対策本部、政府現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、上記の「海上輸送拠点」を中心に、「航路啓開計画」を定め、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。

港湾管理者は、上記調整の結果を情報共有システムを通じて県災害対策本部と情報共有を行う。県災害対策本部は、その結果を、道路啓開等の計画に反映すべく調整を行う。

四国地整、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。

徳島県地域防災計画に定める拠点港

（救助活動を行うため、拠点となる港湾）

港 湾 名	種 別	管 理 者	備 考
徳島小松島港	重要港湾	徳 島 県	沖洲（外）地区
〃	〃	〃	赤石地区
橘 港	〃	〃	大湊地区
浅 川 港	地方港湾	〃	浅川地区

第4章 救助・救急、消火活動等に係る計画

(1) 広域応援部隊の受援規模

国は、国の応急活動計画において、本県を含む10県の重点受援県に、全国からの広域応援部隊を迅速に投入するとしており、その派遣規模は最大値で以下のとおりとなっている。

全国の広域応援部隊の派遣規模（最大値）

警察災害派遣隊 : 約16,000人

緊急消防援助隊 : 約16,600人／4,200隊

自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）: 約110,000人

上記のうち、概ね3割を四国に派遣することが想定されており、派遣される部隊は以下のとおり県内を6ブロックに分け受け入れることとする。

市町村地区ブロック分け

地区	市 町 村
東部Ⅰ	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町
東部Ⅱ	鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
東部Ⅲ	吉野川市、阿波市
南部Ⅰ	阿南市、那賀町
南部Ⅱ	牟岐町、美波町、海陽町
西部	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

(2) 広域応援部隊の進出拠点

国は、国の応急活動計画において、発災後に各部隊が、本県など重点受援県の被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」として、また各部隊が受援都道府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」として、次のとおり定めている。

国の応急活動計画で定められている「広域進出拠点」、「進出拠点（県内）」候補地

【警察】	<広域進出拠点>	<進出拠点（県内）>	
北海道・東北・関東管区	→ 大津SA（滋賀県）		上板SA
中部管区	→ 賤ヶ岳SA（滋賀県）		吉野川SA
中国管区	→ 高梁SA（岡山県）		吉野川ハイウェイオアシス
九州管区	→ 宮島SA（広島県）		
その他	→ 淡路島南PA（兵庫県）		

【緊急消防援助隊】	<広域進出拠点>	<進出拠点（県内）>	
①即時出動			県消防学校
北信越地方	→ 吹田SA（大阪府）・吉備SA（岡山県）		鳴門西PA
②被害確認後出動			吉野川SA
関東地方	→ 吹田SA（大阪府）、福山SA（広島県） 吉備SA・高梁SA（岡山県）		
北信越地方	→ 吹田SA（大阪府）、 吉備SA・高梁SA（岡山県）		

【自衛隊】	<広域進出拠点>	
北部、東北方面隊	→ 八尾駐屯地（大阪府）、川西駐屯地（兵庫県）など	

警察庁、消防庁、防衛省（自衛隊）は、政府の緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定するとされている。

県災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、政府の現地対策本部、又は緊急災害対策本部に対して、緊急輸送ルートの通行及び進出拠点（県内）の使用の可否、燃料補給に関する情報、その他広域応援部隊の進出に必要な情報の提供を行う。

また、県災害対策本部は、政府現地対策本部が広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、必要に応じて派遣方針を集約・調整できるよう、政府現地対策本部に対し、部隊活動に必要な最新の情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点、海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行う。

出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて進出拠点（県内）にできる限り速やかに進出するとされており、県災害対策本部は進出拠点（県内）の管理者に対し、広域応援部隊の車両の駐車・給油、隊員の休憩等の支援について、配慮を要請する。

（３）部隊の救助活動拠点

本県では、各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を、発災後速やかに確保すべきものを「救助活動拠点」という。

県は、地域バランス等地理的状況や緊急輸送路などのアクセス方法、さらには津波浸水などの被災想定等を勘案し、あらかじめ活動拠点候補地を選定しておく。

活動拠点候補地は、徳島県広域防災活動計画（平成２０年３月）において、活動拠点候補地として選定済みであった１０３箇所を、以下の①から⑤までの条件をもとに絞り込み、また、一部に新たな施設を追加し、最終的に別表の３０箇所の拠点を選定した。

- ① 津波浸水想定（平成２４年１０月３１日）の区域外であること
- ② 避難所で無いこと（但し、敷地または、市町村の判断により調整可能な施設は除く）
- ③ 緊急輸送路からアクセスが容易であること
- ④ 徳島県緊急消防援助隊受援計画（平成２６年３月）等、既存の計画との整合
- ⑤ 各部隊の活動単位の基準を満足、県内各ブロックの派遣規模に応じたバランスを考慮

また、上記①には該当しないが、②～③条件を満足する活動拠点を別表に示す。

なお、当計画における活動拠点の選定は、活動拠点の管理者等に、新たな負担を生じさせるものではなく、利用に関しては、今後、管理者等と各部隊等とが、具体的に協議及び調整を行うものとする。

「救助活動拠点」候補地

	施 設 名	市町村名	市町村 地区ブロック	施設種別
1	徳島県蔵本公園	徳島市	東部Ⅰ	都市公園
2	徳島市球技場	徳島市	東部Ⅰ	運動施設
3	徳島県自治研修センター	徳島市	東部Ⅰ	行政
4	サンピアゴルフクラブ	徳島市	東部Ⅰ	ゴルフ場
5	道の駅ひなの里かつうら	勝浦町	東部Ⅰ	道の駅
6	上勝町営運動公園・福川グラウンド	上勝町	東部Ⅰ	運動施設
7	佐那河内村中央運動公園	佐那河内村	東部Ⅰ	カントリー公園
8	飯尾川公園	石井町	東部Ⅰ	都市公園
9	神山町民総合運動場	神山町	東部Ⅰ	運動施設
10	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市	東部Ⅱ	都市公園
11	徳島県あすたむらんど徳島	板野町	東部Ⅱ	行政
12	鳴門市旧衛生センター	鳴門市	東部Ⅱ	工業団地
13	板野町田園パーク	板野町	東部Ⅱ	運動施設
14	パルス藍住	藍住町	東部Ⅱ	場外売場
15	上板町ファミリースポーツ公園	上板町	東部Ⅱ	運動施設
16	吉野川市鴨島運動場	吉野川市	東部Ⅲ	運動施設
17	阿波市緑の丘スポーツ公園	阿波市	東部Ⅲ	運動施設
18	Jパワー&よんでんWaンダーランド	阿南市	南部Ⅰ	民間施設
19	阿南工業高等学校グラウンド	阿南市	南部Ⅰ	教育施設
20	徳島県南部健康運動公園	阿南市	南部Ⅰ	都市公園
21	那賀町鷺敷グラウンド	那賀町	南部Ⅰ	運動施設
22	那賀町相生小学校	那賀町	南部Ⅰ	教育施設
23	道の駅もみじ川温泉	那賀町	南部Ⅰ	道の駅

24	内妻公園グラウンド	牟岐町	南部Ⅱ	運動施設
25	赤松地区防災広場	美波町	南部Ⅱ	運動施設
26	野外交流の郷まぜのおか周辺 南部防災館、蛇王運動公園、南阿波ピクニック公園、海部高等学校第2グラウンド	海陽町	南部Ⅱ	交流拠点
27	西部健康防災公園予定地 四国三郎の郷、美馬市吉野川河畔ふれあい広場など	美馬市 ・三好市	西部	運動施設 交流拠点
28	旧船井電機跡地	三好市	西部	工場跡地
29	道の駅貞光ゆうゆう館	つるぎ町	西部	道の駅
30	三好総合運動公園	東みよし町	西部	運動施設

津波による浸水が無い場合、優先的に利用する「救助活動拠点」候補地

	施 設 名	市町村名	市町村 地区ブロック	施設種別
1	徳島県 マリンピア沖の州	徳島市	東部Ⅰ	
2	徳島県 和田島緑地	小松島市	東部Ⅰ	
3	徳島県 運転免許センター	松茂町	東部Ⅱ	
4	徳島県 消防学校	北島町	東部Ⅱ	
5	徳島県 鳴門総合運動公園	鳴門市	東部Ⅱ	

国は、国の応急活動計画において、活動拠点のうち、航空機が駐機・給油できる拠点や、甚大な津波被害が想定され大規模な空からの救助に活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」として、発災後速やかに利用できるよう候補地を明確化している。

国の応急活動計画で定められている「航空機用救助活動拠点」候補地

施設名	所在地	管理者	用途
徳島飛行場	松茂町	防衛省	航空機の駐機等
徳島県鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県南部健康運動公園	阿南市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
野外交流の郷まぜのおか	海陽町	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
高松空港	高松市	国土交通省	航空機の駐機、給油等

(4) 警察、消防、自衛隊の部隊間の活動調整と活動支援

県・市町村は、各災害対策本部において、警察庁、消防庁、防衛省の各部隊が、それぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的な活動を行えるよう、「活動調整会議」等を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に必要な情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）を情報共有システムに入力し情報の共有と調整を行う。

県・市町村は、災害現場で活動する警察、消防、自衛隊の部隊が、活動エリア・内容・手順、情報通信手段など部隊間の情報共有、活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力が行えるよう「合同調整所」を設置する際には、設置場所の設置や運営支援、活動に必要な物資の提供等を行う。

災害対策本部の「活動調整会議」や災害現場の「合同調整所」には、県・市町村の関係部局のほか、必要に応じてライフライン事業者や運輸事業者等も参画し、情報共有については、情報共有システムを活用し活動調整を行う。

(5) 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効に活用するため、災害対策本部内に「航空運用調整班」を設置し、政府現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

航空運用調整班は、広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動等、県域を超えて国レベルでの航空機の運用が必要な場合には、調整主体となる政府の緊急災害対策本部や政府現地対策本部と迅速な連携を図る。

<重視すべき航空機の運用>

- ・被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- ・陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- ・人命救助のための部隊の輸送及びDMA T参集のための航空機の活用
- ・広域医療搬送のための航空機の活用

（6）艦船・船舶の運用調整

県は、災害対策本部において、艦船・船舶を最も有効に活用するため、艦船・船舶の運用に関し、政府現地対策本部と連携し必要な調整を行うとともに、必要な場合は、災害時協定先のフェリーや商船、漁船等の活用に関し要請を行う。

なお、国レベルでの艦船・船舶の運用が必要な場合には、調整主体となる政府の緊急災害対策本部と迅速な連携を図る。

<重視すべき艦船・船舶の運用>

- ・津波により多数の漂流者が予想される海域、及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上搜索
- ・救助した漂流者のうち早期に医療機関へ搬送する必要がある患者に対応するDMA T等医療チームの要請・乗船
- ・津波被害等により陸路到達困難地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送
- ・船舶火災及び沿岸で発生した火災で、艦船・船舶からの消火が効果的なもの

第5章 医療活動に係る計画

(1) 国、都道府県の役割

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送など広域にわたる活動の調整を行う。

医療の確保は、県が大きな役割を果たすこととなり、県内に派遣されたDMATの活動調整（ロジスティックチーム等の活動調整を含む）等を含め、被災地内における医療機関への支援を行う。

(2) DMATの派遣要請

発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。

国の応急活動計画では、政府の緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに厚生労働省のDMAT事務局は都道府県に、文部科学省は大学病院に対し、本県をはじめ甚大な被害が想定される府県へのDMAT派遣を要請する。なお、この要請は、本県など派遣先の府県が要請を行ったものとみなすとされている。

県においても、DMATの派遣が必要と判断した場合は、速やかに知事名で他の都道府県、厚生労働省等に派遣を要請する。同時に、県内DMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣を要請する。

(3) DMAT徳島県調整本部等の設置

徳島県災害対策本部に医療活動支援班を設置すると同時に、DMAT徳島県調整本部を設置する。医療活動支援班に総括災害医療コーディネーターを、DMAT徳島県調整本部に統括DMAT、DMATロジスティックチームを配置する。

また、徳島飛行場にDMAT・SCU本部を設置し、DMAT、ロジスティックチームを派遣する。徳島飛行場にDMAT・SCU本部が設置できない場合は、あすたむらんど徳島に、DMAT・SCU本部を設置する。また、徳島飛行場、あすたむらんど徳島にDMAT・SCU本部が設置できない場合は、高松空港にDMAT、ロジスティックチームを配置する。

(4) DMA Tの参集

県外から陸路参集するDMA Tの参集拠点候補地は、国の応急活動計画において、以下のとおり定められている。一方、北海道、東北地方など遠隔地に所在するDMA Tは、原則として「空路参集」とし、その参集拠点も以下のとおり定められている。

○徳島県など四国地方へ参集する「DMA T参集拠点」候補地

陸路参集： 淡路SA（兵庫県）、高松空港（香川県）、豊浜SA（香川県）

空路参集： 高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）

DMA Tの参集拠点である淡路SA（兵庫県）、高松空港（香川県）、豊浜SA（香川県）から本県に派遣されるDMA Tは、県立中央病院に参集する。

ただし、DMA T徳島県調整本部の指示がある場合は、直接、下記の災害拠点病院等へ参集する。

空路参集拠点である高松空港に空路で参集したDMA Tに対する、交通手段等の調整は、派遣されたロジスティックチームが行う。

○DMA T活動拠点本部を設置する災害拠点病院（エリア統括）

東部Ⅰ： 県立中央病院

東部Ⅱ： 鳴門病院

東部Ⅲ： 吉野川医療センター

南部Ⅰ・Ⅱ： 徳島赤十字病院

西部： 県立三好病院

県内DMA Tは、各災害拠点病院に参集し、DMA Tの受入準備をする。

また、県内DMA Tの一部は、DMA T徳島県調整本部の要請により、県南部（県立海部病院等）に参集する。

(5) DMA Tの移動支援

DMA Tの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。県南部が津波等の被害により、陸路での移動が困難な場合、DMA T徳島県調整本部は、県内DMA T及び県外から派遣されたDMA Tの空路移動を調整・支援する。また、必要時には、空路参集拠点である高松空港から県南へのDMA Tの空路移動を調整・支援する。

※空路移動（ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリ、海上保安庁のヘリ等）

(6) DMATの活動

徳島県災害対策本部（医療活動支援班）に設置するDMAT徳島県調整本部に、あらかじめ指名した統括DMATが参集し、県内で活動するDMATを指揮・調整する。

また、消防応援活動調整本部と、医療搬送や現場活動のための緊密な連携を図るとともに、調整本部の要員として、災害医療センター及び大阪医療センターから派遣される要員、県内外からの統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム等の支援を受ける。

DMAT活動拠点本部では、統括DMATが責任者となり、管内の病院等の被災、情報の収集を行うとともに、参集したDMATの病院支援や現場活動等の指揮・調整を行う。

また、必要に応じて、DMATが活動する病院、災害現場等にDMAT病院、支援指揮所、DMAT現場活動指揮所を設置し、指揮を行う。

SCUには、DMAT・SCU本部を設置し、統括DMATがDMATのSCU活動の指揮・調整を行う。

(7) 医療救護班の派遣要請・受入調整・参集

JMAT、日本赤十字社医療救護班、認定特定非営利活動法人AMD Aなどの医療救護班の派遣要請、受入調整については、県災害対策本部（医療活動支援班）において、総括医療コーディネーターと協議しながら行う。

医療救護班は、以下の災害拠点病院に参集し、災害医療コーディネーターの調整により、病院支援、医療救護所、避難所巡回等の支援を行う。

○医療救護班が参集する災害拠点病院

東部Ⅰ：県立中央病院

東部Ⅱ：鳴門病院

東部Ⅲ：吉野川医療センター

南部Ⅰ：徳島赤十字病院、阿南医師会中央病院

南部Ⅱ：県立海部病院

西部：町立半田病院、県立三好病院

(8) 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

災害拠点病院を始めとした病院は、「情報共有システム」(EMISと連携)に、被災状況、受援・支援の要否などを入力する。

県災害対策本部(医療活動支援班)及びDMAT徳島県調整本部は、情報共有システムにより、県内の災害拠点病院を始めとした医療機関の被災状況及び病院支援の必要性について把握する。

発災が夜間休日の場合は、災害拠点病院の医療スタッフが極端に不足することが想定されるため、医療活動支援班は、津波等で陸路移動が困難な県南部への医師等の空路移動を調整・支援する。

県災害対策本部は、災害拠点病院において、救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するため、電力復旧が優先して行われるよう調整・支援する。また、災害拠点病院のその他のライフラインの復旧に関しても、同様に優先して行われるよう調整・支援する。

県災害対策本部(医療活動支援班)は、統括DMAT、総括災害医療コーディネーターの指示・助言に基づき、災害拠点病院等に対して、自家発電用の燃料を始め、緊急性の高い物資及び人材の供給について、速やかに供給・輸送の調整を行い、供給が困難な場合、政府の緊急災害対策本部に支援を要請する。

県災害対策本部(医療活動支援班)は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、バスなどの陸路または空路による、患者の避難や搬送の調整・支援を行うとともに、搬送手段の確保が困難な場合は、政府の緊急災害対策本部に支援を要請する。

(9) 重症患者の医療搬送

患者搬送については、国、県等が相互に連携し、県の調整のもとで行う「地域医療搬送」、国が各機関の協力のもとで行う「広域医療搬送」を適切に組み合わせて実施する。

搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、県内、四国内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。

搬送手段については、救急車などの車両のほか、消防防災ヘリ、ドクターヘリ、防災関係機関の保有する航空機(海上保安庁や自衛隊の航空機等)を可能な範囲内で最大限活用する。

(10) 広域医療搬送

県は、徳島飛行場にSCUを設置する。徳島飛行場が津波浸水等で使用できない場合は、あすたむらんど徳島に、さらに、県内のSCU候補地が使用できない場合は、高松空港に設置されたSCUを活用する。

SCUにはDMAT・SCU本部を設置し、統括DMATが、DMATが行う広域医療搬送活動等の指揮・調整を行う。

また県は、SCU本部に必要な人材配置、資機材・物資の輸送や配備等を行う。

広域医療搬送が必要な場合、県は、政府の緊急災害対策本部や政府現地対策本部、厚生労働省等に速やかに依頼し調整を図る。

広域医療搬送の実施にあたっては、県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、航空搬送拠点にリエゾン等を派遣する。

(DMAT・SCU本部の業務)

- ・参集したDMATの指揮及び調整
- ・診療部門、医療搬送部門の設置及び運営
- ・広域医療搬送等に関する情報収集
- ・広域医療搬送患者の情報管理
- ・搬送手段の調整
- ・地域における受入医療機関の調整
- ・DMAT、医療機関へのロジスティクス
- ・DMAT徳島県調整本部、徳島県災害医療対策本部、医療活動支援班との連絡及び調整
- ・消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- ・ドクターヘリの運航と運用に関わる調整
- ・厚生労働省との情報共有
- ・その他必要な事務

(参考) 広域医療搬送の対象患者

以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者

- ・集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者

(11) 地域医療搬送

県災害対策本部（医療活動支援班）は、市町村と連携して地域医療搬送を実施し、必要な総合調整を行う。

また、地域医療搬送に関わる情報を厚生労働省に提供し、厚生労働省は、広域医療搬送を行う場合において、地域医療搬送との連携を図る。

県災害対策本部（医療活動支援班）は、医療搬送等が円滑に実施できるように、市町村災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関と情報共有システム（EMIS）等を活用して、受入れが可能な病院等と必要な情報を共有し、調整を行う。

消防機関、警察や自衛隊、海上保安庁をはじめとする関係機関は、災害現場から医療機関へ、医療機関から後方支援病院等へ、救急車等により傷病者を搬送する。県は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、タクシー協会、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。

搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲で最大限活用する。航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災機関のヘリコプターの運航調整を行う。

県のドクターヘリは、県が定める運航要領に沿って運用し、厚生労働省からの要請に基づき、「DMATの空路参集拠点」（高松空港、松山空港）に他県から派遣されたドクターヘリは、県の災害対策本部の指揮のもと、地域医療搬送に従事できるよう、情報提供と後方支援を実施する。

第6章 物資調達に係る計画

(1) 物資調達の基本的な考え方

国は、国の応急活動計画において、県からの具体的な要請を待たないで、避難所や避難者に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（プッシュ型支援）。

県は、出来る限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（プル型支援）に切り替えるものとし、県災害対策本部では、市町村災害対策本部と調整し、情報共有システムを用いて、物資の必要量、必要箇所をできる限り速やかに積み上げる体制を整え、政府の緊急災害対策本部又は政府現地対策本部と調整を図る。

(2) 物資調達の対象品目

国は、国の応急活動計画において、「飲料水」については、被災水道事業者と応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する「応急給水」により対応するとしており、政府の緊急災害対策本部の調整により、政府からプッシュ型支援として県に供給される品目は、「食料」、「毛布」、「育児用調製粉乳」、「乳児・小児用おむつ」、「大人用おむつ」、「携帯トイレ・簡易トイレ」の6品目となっている。

県は、県と市町村で構成する徳島県災害時相互応援連絡協議会において、「徳島県備蓄方針」（以下「備蓄方針」という）を定めており、この備蓄方針では、単独市町村において備蓄が難しい「アレルギー対応の粉ミルクや食料」は県において3日分を備蓄することとしている。

(3) 飲料水の調達計画

厚生労働省は、国の応急活動計画において、被災状況から判断して必要と認める場合又は県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行うこととしている。

県・市町村は、備蓄方針において、発災から3日間は家庭等の備蓄と県・市町村における備蓄を含めて対応するとしている。

被災地の水道事業者は、備蓄方針とは別に、応急給水を発災後速やかに実施することとしており、具体的には域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。

また、孤立集落など陸路による輸送困難地域において、被災水道事業者や応援水道事業者

が、自ら輸送手段を確保できない場合には、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

県災害対策本部は、上記輸送手段の確保が困難な場合、政府の緊急災害対策本部、政府現地対策本部に対し同様の要請をする。

(4) 食料などプッシュ型支援の実施

国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災後3日目までに、「広域物資輸送拠点」に対し、必要量の全部または一部を輸送するとされており、発災から3日間は、家庭等の備蓄と県・市町村における備蓄で対応することを想定しておく。

また、災害時の輸送を最小限に抑えるよう避難所等への分散備蓄の推進や、民間物流事業社の協力を視野に入れた備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築など、地域の状況を踏まえた上で、被災者への物資の迅速な提供を目的とした体制整備に努める。

県・市町村は、食料など6品目のプッシュ型支援を受けるため、発災後、できる限り速やかに広域物資輸送拠点を開設する。

あわせて、県トラック協会等の協力を得て、フォークリフトや同オペレータなどを含む受け入れ体制を整備し、民間ロジスティクスのノウハウ活用による合理的な輸送運営体制を構築する。

県は、あわせて広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を、政府の緊急災害対策本部、政府現地対策本部に対し報告する。

国の応急活動計画で定められている県内の「広域物資輸送拠点※1」

施設名	所在地	兼二次拠点	備考
県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	北島町		
県立産業観光交流センター（アスティ徳島）	徳島市		
徳島県蔵本公園野球場スタンド	徳島市	●	
鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	鳴門市		
野外交流の郷まぜのおか・南部防災館	海陽町	●	
阿波市交流防災拠点施設	阿波市	●	

南部健康運動公園 多目的施設	阿南市	●	※2
----------------	-----	---	----

※1：広域物資輸送拠点

国の調整によって供給する物資を県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて県が物資を送り出すため拠点、1次集積拠点ともいう

※2：今回追加選定

国の具体的な計画を策定後（平成27年3月）に竣工・供用。県南部の拠点として位置付けを行う。

県は、プッシュ型支援により国から「広域物資輸送拠点」に輸送される物資の配分（市町村）をあらかじめ定め、民間の物流事業者の持つ物資管理のノウハウを得て、物資の荷下ろしや保管、市町村が設置する「地域内輸送拠点」へ配送を行う。

また、市町村でも、「広域物資輸送拠点」から市町村が設置する「地域内輸送拠点」まで、あるいは「地域内輸送拠点」から「避難所」までの、いわゆる末端輸送の体制整備を、民間の物流事業者の協力を得て行う。

市町村「地域内輸送拠点」候補地

市町村名	施設名	所在地	地区	施設管理者
徳島市	徳島県蔵本公園	徳島市庄町1丁目76番地	東部Ⅰ	徳島県
鳴門市	鳴門市分別センター	鳴門市撫養町木津字口中山200	東部Ⅱ	鳴門市
鳴門市	鳴門市公設地方卸売市場	鳴門市里浦町栗津字西開38-1	東部Ⅱ	鳴門市
小松島市	県立小松島高等学校	小松島市日開野町字高原47-1	東部Ⅱ	県教委
小松島市	小松島市立体育館	小松島市立江町赤石74-2	東部Ⅱ	小松島市
阿南市	道の駅公方の郷なかがわ	阿南市那賀川町工地803番地	南部Ⅰ	阿南市
阿南市	阿南工業高等学校グラウンド	阿南市宝田町今市新開	南部Ⅰ	県教委
阿南市	南部健康運動公園多目的施設	阿南市桑野町谷	南部Ⅰ	阿南市
吉野川市	鴨島運動場	吉野川市鴨島町知恵島	東部Ⅲ	吉野川市
吉野川市	川島体育館	吉野川市川島町桑村2421番地1	東部Ⅲ	吉野川市
阿波市	阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町切幡字古田190	東部Ⅱ	阿波市
美馬市	四国三郎の郷	美馬市美馬町境目	西部	徳島県

三好市	三野グラウンド	三好市三野町大字芝生1293番地30	西部	三好市
三好市	旧西宇小学校グラウンド	三好市山城町西字1226-3	西部	三好市
勝浦町	勝浦町役場	勝浦町大字久国字久保田3	東部Ⅰ	勝浦町
上勝町	千年の森ふれあい館	上勝町大字旭字中村66-1	東部Ⅰ	徳島県
佐那河内	佐那河内村中央運動公園	佐那河内村上字南浦12番地1外	東部Ⅰ	佐那河内村
石井町	飯尾川公園	石井町高川原字高川原2115-3	東部Ⅰ	石井町
神山町	名西郡農協神山支所倉庫	神山町神領字本野間	東部Ⅰ	名西郡農協
那賀町	鷺敷中学校	那賀町和食郷字南川119番地	南部Ⅰ	那賀町
牟岐町	町民センター	牟岐町大字川長字市宇谷100	南部Ⅰ	牟岐町
美波町	阿南支援学校校ひわさ分校	美波町北河内字本村360	南部Ⅰ	県教委
海陽町	まぜおのおか（南部防災館）	海陽町浅川	南部Ⅰ	徳島県
松茂町	松茂町総合体育館	松茂町中喜来字群恵225-3	東部Ⅱ	松茂町
北島町	北島北公園総合体育館	北島町太郎八須字五反地10-1	東部Ⅱ	北島町
藍住町	藍住中学校駐輪場	藍住町奥野字矢上前18-1	東部Ⅱ	藍住町
板野町	板野町田園パーク 健康の館	板野町犬伏大柳1	東部Ⅱ	板野町
上板町	技の館	上板町泉谷原東	東部Ⅱ	上板町
つるぎ町	吉野川河川敷公園	つるぎ町貞光大須賀11	西部	上板町
東みよし町	ふれアリーナみよし	東みよし町昼間1734	西部	東みよし町

（５）プル型支援への移行と実施

県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案しても、さらに物資が不足し、調達の必要がある場合には、要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、政府の緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて発注、物資関係省庁を通じた調達を要請する。

また、県は、避難所生活の長期化により必要となるＱＯＬの向上を図るため、必要な物資を過不足なく供給する仕組みとして、物流事業者の協力を得て、発災後１週間を目処に、各避難所ごとの「ほしいものリスト」を開設するとともに、市町村職員や避難所運営リーダーは、同リストの入力作業を行う。

なお、この「ほしいものリスト」の活用を更に促進することにより、プル型支援への移行を進める。

(6) 物流事業者との情報共有と支援

災害時における物資の調達及び輸送については、物流専門家の協力が不可欠であるため、県は、指定地方公共機関である一般社団法人徳島県トラック協会を窓口として、民間の物流事業者との協力体制を構築し、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行、情報共有システムを用いた最新の道路情報の提供等、活動に対する各種支援を行う。

第7章 燃料供給に係る計画

(1) 業務継続に必要な重要施設への優先供給

県・市町村は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点、その他の県・市町村が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該施設が保有する燃料在庫が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

県は、優先供給施設の管理者と石油販売業者との間の通常取引や、県・市町村との調整による優先供給施設の燃料確保が困難である場合は、県内の燃料需要をとりまとめ、政府の緊急災害対策本部に、優先供給を要請する。

県が、政府の緊急災害対策本部に上記の要請を行う場合は、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。また、要請に際しては、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。

なお、優先供給を要請した燃料のうち、災害救助法に基づき県が行う応急救助に必要な燃料については、同法の規定により、国・県が負担する。

(2) 臨時の給油施設に対する供給

県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に、常設の給油施設がない場合、又は地域内の給油施設の損壊や不足が著しい場合は、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。

上記にあたっては、県は、区域内のSS等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。

その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号）」を活用し、発災前に事前計画を作成して、消防本部と調整を行っておくものとする。

(3) 燃料輸送・供給体制の確保

国の応急活動計画において油槽所として定められている「EMGマーケティング小松島油槽所」（小松島市）へのアクセス道路について、同油槽所の機能に問題が無い場合、四国地整をはじめとする関係道路管理者は、道路啓開を優先的に行い、また、県警察は、道路啓開

状況を踏まえて必要な交通規制を行う。

四国地整と港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。

（４）ランニングストック（流通備蓄）と情報共有

県は、災害時に地域における石油製品の供給拠点として、緊急車両に優先給油を実施する役割を担う「中核SS」や病院や避難所へ燃料を配送する「小口燃料配送拠点」に対して、一定量の在庫を備蓄するため、「徳島県石油商業組合」（以下「県石油商組合」という）を通じて備蓄を行う。

発災時、上記中核SSと小口燃料配送拠点は、情報共有システムにより、その施設の被災状況等を報告し、また、随時変化する燃料の確保状況を提供する。

県は、上記中核SSと小口燃料配送拠点について、政府の緊急災害対策本部が、災害応急対策の円滑な実施のために重要継続供給が必要な施設と判断出来る情報を報告する。

県は、情報共有システムにより、県石油商組合に対し、その上部組織等が、系列を超えて、本県に給油を実施する際に必要となる、交通規制等の道路情報を提供する。

(4) L P ガス燃料輸送・供給体制の確認

L P ガスは、分散型で、可搬性にも優れていることから、復旧が容易であり、充填施設などのサプライチェーンも全国に分散するなど、災害時に強い燃料として期待されているが、災害時における対応については、全県的な需要や、供給に必要な交通規制等の道路情報の把握が欠かせない。

このため、県と指定地方公共機関である「一般社団法人徳島県エルピーガス協会」は、情報共有システムにより、県内におけるL P ガス等燃料の需要の状況や、交通規制等の道路情報等を互いに共有する。

第8章 防災拠点

防災拠点については、第7章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、ここで改めて再掲する。

なお、再掲する防災拠点の用語の定義については以下のとおり

分 類	機 能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの（別表1）
進出拠点	広域応援部隊が本県に向かって移動する際の目標となる、県内の拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの（別表1）
救助活動拠点	警察、消防、自衛隊の各部隊が、本県において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として利用するもの、発災後、速やかな確保が出来るよう、あらかじめ県が適地を選定したもので、今後、各施設管理者の理解と協力により設置されるもの （別表2、別表3、別表4（航空機救助活動拠点））
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資や、県外から輸送される物資を、本県で受け入れ、これを市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、主に県が設置するもの。 （別表5）
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点から、避難所までの中継地として、物資を一時管理し、避難所に向けて分配し、送り出すため拠点であって、市町村が設置するもの（別表6）
中核SS	災害時に地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に優先給油を実施する役割を担うSS（別表7）
小口燃料配送拠点	災害時に医療施設又は避難所等の要請に対応し、これらの施設に適切に燃料を配送するためのSS（別表8）

別表 1

国の応急活動計画で定められている「広域進出拠点」、「進出拠点（県内）」候補地

【警察】	<広域進出拠点>	<進出拠点（県内）>
北海道・東北・関東管区	→ 大津SA（滋賀県）	 上板SA 吉野川SA 吉野川ハイウェイオアシス
中部管区	→ 賤ヶ岳SA（滋賀県）	
中国管区	→ 高梁SA（岡山県）	
九州管区	→ 宮島SA（広島県）	
その他	→ 淡路島南PA（兵庫県）	

【緊急消防援助隊】	<広域進出拠点>	<進出拠点（県内）>
①即時出動	→ 吹田SA（大阪府）・吉備SA（岡山県）	 県消防学校 鳴門西PA 吉野川SA
②被害確認後出動		
関東地方	→ 吹田SA（大阪府）、福山SA（広島県） 吉備SA・高梁SA（岡山県）	
北信越地方	→ 吹田SA（大阪府）、 吉備SA・高梁SA（岡山県）	

【自衛隊】	<広域進出拠点>	<進出拠点（県内）>
北部、東北方面隊	→ 八尾駐屯地（大阪府）、川西駐屯地（兵庫県）など	

別表 2

「救助活動拠点」候補地

	施 設 名	市町村名	市町村 地区ブロック	施設種別
1	徳島県蔵本公園	徳島市	東部Ⅰ	都市公園
2	徳島市球技場	徳島市	東部Ⅰ	運動施設
3	徳島県自治研修センター	徳島市	東部Ⅰ	行政
4	サンピアゴルフクラブ	徳島市	東部Ⅰ	ゴルフ場
5	道の駅ひなの里かつうら	勝浦町	東部Ⅰ	道の駅
6	上勝町営運動公園・福川グラウンド	上勝町	東部Ⅰ	運動施設
7	佐那河内村中央運動公園	佐那河内村	東部Ⅰ	カントリー公園
8	飯尾川公園	石井町	東部Ⅰ	都市公園
9	神山町民総合運動場	神山町	東部Ⅰ	運動施設
10	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市	東部Ⅱ	都市公園
11	徳島県あすたむらんど徳島	板野町	東部Ⅱ	行政
12	鳴門市旧衛生センター	鳴門市	東部Ⅱ	工業団地
13	板野町田園パーク	板野町	東部Ⅱ	運動施設
14	パルス藍住	藍住町	東部Ⅱ	場外売場
15	上板町ファミリースポーツ公園	上板町	東部Ⅱ	運動施設
16	吉野川市鴨島運動場	吉野川市	東部Ⅲ	運動施設
17	阿波市緑の丘スポーツ公園	阿波市	東部Ⅲ	運動施設
18	Jパワー&よんでんWanダーランド	阿南市	南部Ⅰ	民間施設
19	阿南工業高等学校グラウンド	阿南市	南部Ⅰ	教育施設
20	徳島県南部健康運動公園	阿南市	南部Ⅰ	都市公園
21	那賀町鷺敷グラウンド	那賀町	南部Ⅰ	運動施設
22	那賀町相生小学校	那賀町	南部Ⅰ	教育施設
23	道の駅もみじ川温泉	那賀町	南部Ⅰ	道の駅
24	内妻公園グラウンド	牟岐町	南部Ⅱ	運動施設
25	赤松地区防災広場	美波町	南部Ⅱ	運動施設
26	野外交流の郷まぜのおか周辺 南部防災館、蛇王運動公園、南阿波ピクニック公園、海部高等学校第2グラウンド	海陽町	南部Ⅱ	交流拠点
27	西部健康防災公園予定地 四国三郎の郷、美馬市吉野川河畔ふれあい広場など	美馬市 ・三好市	西部	運動施設 交流拠点
28	旧船井電機跡地	三好市	西部	工場跡地
29	道の駅貞光ゆうゆう館	つるぎ町	西部	道の駅
30	三好総合運動公園	東みよし町	西部	運動施設

別表 3

津波による浸水が無い場合、優先的に利用する「救助活動拠点」候補地

	施 設 名	市町村名	市町村 地区ブロック	施設種別
1	徳島県 マリンピア沖の州	徳島市	東部Ⅰ	
2	徳島県 和田島緑地	小松島市	東部Ⅰ	
3	徳島県 運転免許センター	松茂町	東部Ⅱ	
4	徳島県 消防学校	北島町	東部Ⅱ	
5	徳島県 鳴門総合運動公園	鳴門市	東部Ⅱ	

別表 4

国の応急活動計画で定められている「航空機用救助活動拠点」候補地

施 設 名	所在地	管理者	用 途
徳島飛行場	松茂町	防衛省	航空機の駐機等
徳島県鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県南部健康運動公園	阿南市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
野外交流の郷まぜのおか	海陽町	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
高松空港	高松市	国土交通省	航空機の駐機、給油等

別表 5

国の応急活動計画で定められている県内の「広域物資輸送拠点※1」

施 設 名	所在地	兼二次拠点	備考
県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	北島町		
県立産業観光交流センター（アスティ徳島）	徳島市		
徳島県蔵本公園野球場スタンド	徳島市	●	
鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	鳴門市		
野外交流の郷まぜのおか・南部防災館	海陽町	●	
阿波市交流防災拠点施設	阿波市	●	
南部健康運動公園 多目的施設	阿南市	●	※2

※1：広域物資輸送拠点

国の調整によって供給する物資を県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて県が物資を送り出すため拠点、1次集積拠点ともいう

※2：今回追加選定

国の具体的な計画を策定後（平成27年3月）に竣工・供用。県南部の拠点として位置付けを行う。

別表 6

市町村「地域内輸送拠点」候補地

市町村名	施 設 名	所 在 地	地 区	施設管理者
徳島市	徳島県蔵本公園	徳島市庄町1丁目76番地	東部Ⅰ	徳島県
鳴門市	鳴門市分別センター	鳴門市撫養町木津字口中山200	東部Ⅱ	鳴門市
鳴門市	鳴門市公設地方卸売市場	鳴門市里浦町粟津字西開38-1	東部Ⅱ	鳴門市
小松島市	県立小松島高等学校	小松島市日開野町字高原47-1	東部Ⅱ	県教委
小松島市	小松島市立体育館	小松島市立江町赤石74-2	東部Ⅱ	小松島市
阿南市	道の駅公方の郷なかがわ	阿南市那賀川町工地803番地	南部Ⅰ	阿南市
阿南市	阿南工業高等学校グラウンド	阿南市宝田町今市新開	南部Ⅰ	県教委
阿南市	南部健康運動公園多目的施設	阿南市桑野町谷	南部Ⅰ	阿南市
吉野川市	鴨島運動場	吉野川市鴨島町知恵島	東部Ⅲ	吉野川市
吉野川市	川島体育館	吉野川市川島町桑村2421番地1	東部Ⅲ	吉野川市
阿波市	阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町切幡字古田190	東部Ⅱ	阿波市
美馬市	四国三郎の郷	美馬市美馬町境目	西部	徳島県
三好市	三野グラウンド	三好市三野町大字芝生1293番地30	西部	三好市
三好市	旧西宇小学校グラウンド	三好市山城町西宇1226-3	西部	三好市
勝浦町	勝浦町役場	勝浦町大字久国字久保田3	東部Ⅰ	勝浦町
上勝町	千年の森ふれあい館	上勝町大字旭字中村66-1	東部Ⅰ	徳島県
佐那河内	佐那河内村中央運動公園	佐那河内村上字南浦12番地1外	東部Ⅰ	佐那河内村
石井町	飯尾川公園	石井町高川原字高川原2115-3	東部Ⅰ	石井町
神山町	名西郡農協神山支所倉庫	神山町神領字本野間	東部Ⅰ	名西郡農協
那賀町	鷺敷中学校	那賀町和食郷字南川119番地	南部Ⅰ	那賀町
牟岐町	町民センター	牟岐町大字川長字市宇谷100	南部Ⅰ	牟岐町
美波町	阿南支援学校ひわさ分校	美波町北河内字本村360	南部Ⅰ	県教委
海陽町	まぜおのおか（南部防災館）	海陽町浅川	南部Ⅰ	徳島県
松茂町	松茂町総合体育館	松茂町中喜来字群恵225-3	東部Ⅱ	松茂町
北島町	北島北公園総合体育館	北島町太郎八須字五反地10-1	東部Ⅱ	北島町
藍住町	藍住中学校駐輪場	藍住町奥野字矢上前18-1	東部Ⅱ	藍住町
板野町	板野町田園パーク 健康の館	板野町犬伏大柳1	東部Ⅱ	板野町
上板町	技の館	上板町泉谷原東	東部Ⅱ	上板町
つるぎ町	吉野川河川敷公園	つるぎ町貞光大須賀11	西部	つるぎ町
東みよし町	ふれアリーナみよし	東みよし町昼間1734	西部	東みよし町